様式１

　　年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

|  |
| --- |
|  |

* + 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
	+ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞

* 1. 連絡者所属：
	2. 連絡者名：
	3. 住所：〒
	4. 電話番号：
	5. 電子メールアドレス：

様式１

連名での提出の場合に使用

　　年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

Ａ社

印

所在地

名称及び代表者の氏名

Ｂ社

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

|  |
| --- |
|  |

* + 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
	+ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞

Ａ社（代表）

* 1. 連絡者所属：
	2. 連絡者名：
	3. 住所：〒
	4. 電話番号：
	5. 電子メールアドレス：

Ｂ社

1. 連絡者所属：
2. 連絡者名：
3. 住所：〒
4. 電話番号：
5. 電子メールアドレス：

様式２

　　年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出辞退申出書

当社は、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集における実施案の提出について、下記の辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響から、実施案の提出を辞退いたします。

記

|  |
| --- |
|  |

* + 辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について具体的に記載すること。
	+ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞

（１）連絡者所属：

（２）連絡者名：

（３）住所：〒

（４）電話番号：

（５）電子メールアドレス：

様式３（有資格事業者用）

　　年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

本社所在地

会社名

印

秘密保持誓約書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第１条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第１条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第８条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第２条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

ａ）開示を受ける前に既に保有している情報

ｂ）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ｃ）本誓約書に違反することなく公知となった情報

ｄ）広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第３条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、広域機関から情報の開示を受けた以降、第10条に定める当該情報を破棄するまでの間、第６条に定める第二次情報受領者への情報の開示を除き、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第４条（情報管理の体制）

当社は、広域機関に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式４）（以下「情報管理体制図」といいます。）に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく広域機関に届け出いたします。

第５条（検討協力事業者への情報の開示申請）

当社は、実施案の作成に当たり、当該作成に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」といいます。）に対して、情報の開示が必要な場合は、あらかじめ広域機関に対して、広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書（様式５。以下「開示申請書」といいます。）にて申請いたします。

第６条（第二次情報受領者への情報の開示）

当社は、前条に定める申請を行い、広域機関が情報の開示を承諾した検討協力事業者（以下「第二次情報受領者」といいます。）に対して、開示申請書に記載し、実施案の作成に必要な範囲において、情報を開示いたします。

なお、当社が提出した開示申請書に変更が生じた場合には、当該開示申請書に基づく第二次情報受領者への情報開示を速やかに中断するとともに、広域機関に対して、第５条に基づき再度申請いたします。

第７条（第二次情報受領者の情報管理等）

当社は、前条に定める第二次情報受領者への情報の開示に当たり、あらかじめ当該第二次情報受領者から当社に対して、秘密保持誓約書（第二次情報受領者用）（様式６）又はこれと同等の義務を課す書面を提出させ、又は、当該第二次情報受領者との間で同等の秘密保持契約を締結することで情報管理について誓約させるとともに、当該第二次受領者が情報の漏えい等又は目的外利用をした場合その他一切の第二次受領者の行為に対して、当社が責任を負うものといたします。

なお、当社は、広域機関からの求めがあった場合には、速やかに第二次情報受領者との間で締結した秘密保持誓約書等を提出いたします。

第８条（情報の漏えい等を発見した場合の措置）

当社は、当社が情報の漏えい等若しくは目的外利用を発見した場合、又は当社が第二次情報受領者から情報の漏えい等の報告を受けた場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第９条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第10条（情報の破棄）

当社は、実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかった場合又はその他広域機関から指示があった場合、広域機関の指示にしたがって、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

また、当社は、当社が第二次情報受領者へ開示した情報がある場合は、当該情報について、当該第二次情報受領者をして、当該情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊させ、又は復元できないよう消去した上で破棄させ、当社が破棄を確認し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

第11条（その他）

当社は、広域機関が当社又は第二次情報受領者について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社（第二次情報受領者に情報を開示している場合にあっては当該第二次情報受領者を含む。）の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する場合があることを承諾し、第二次情報受領者をして承諾させるものといたします。

第12条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以　上

様式４

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 個人住所（※４） | 生年月日（※４） | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※５） |
| 情報管理責任者（※１） | A |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※２） | B |  |  |  |  |  |  |
| C |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※３） | D |  |  |  |  |  |  |
| E |  |  |  |  |  |  |

（※１）実施案の作成に当たって情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）実施案の作成に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取扱う可能性のある者。

（※３）実施案の作成に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）住所、生年月日については、情報提供前に必ずしも提出することを要しないが、その場合であっても電力広域的運営推進機関から求められた場合は速やかに提出すること。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者



【情報管理体制図に記載すべき事項】

・実施案の作成に当たって保護すべき情報を取扱う全ての者。

・実施案の作成に当たって最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

様式５

広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書

 年　 月　 日

電力広域的運営推進機関　殿

 (有資格事業者)

住 所

会 社 名

代表者名

印

当社は、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集において、当社が貴機関から提供を受けた情報（以下「提供情報」という。）について、実施案の作成に当たり、当該作成討に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」という。）に対して提供情報を開示する必要があるため、下記のとおり、当該検討協力事業者へ当該提供情報を開示することについて申請します。なお、当社が提出した本申請に変更が生じた場合には、貴機関に対して、速やかに再度申請します。

また、当社は、検討協力事業者に対して、当社との間の秘密保持契約書（第二次情報受領者用）（様式６）等についての遵守を徹底させるとともに、検討協力事業者の貴機関に対する一切の行為について、当社が責任を負うこととします。

記

|  |
| --- |
| １．開示を希望する検討協力事業者会 社 名：代表者名：住　　所： |
| ２．開示を希望する情報（別紙によることも可） |
| ３．開示を希望する理由・必要性（検討協力事業者との関係性や提供情報の開示の必要性について具体的に記載すること。別紙によることも可） |
| ４．情報開示期間年 月 日 から 年 月 日 まで |
| ５．検討協力事業者との秘密保持誓約の有無 □ 有  □ 無  |

様式６（第二次情報受領者用）

　　年　　月　　日

●●●（有資格事業者）　殿

本社所在地

会社名

印

秘密保持誓約書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第１条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第１条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が貴社の実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第８条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第２条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

ａ）開示を受ける前に既に保有している情報

ｂ）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ｃ）本誓約書に違反することなく公知となった情報

ｄ）広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第３条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、貴社から情報の開示を受けた以降、第７条に定める当該情報を破棄するまでの間、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第４条（情報管理の体制）

当社は、貴社に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（以下「情報管理体制図」といいます。）（様式４）又はこれに類する書類に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく貴社に届け出ます。

第５条（情報の漏えい等を発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに貴社に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第６条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第７条（情報の破棄）

当社は、貴社が実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかった場合又はその他貴社から指示があった場合、貴社の指示にしたがって、本誓約書の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、貴社へ破棄した旨を報告いたします。第８条（その他）

当社は、広域機関が貴社又は当社について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する場合があることを承諾いたします。

第９条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以　上